



あなたの家は  
だいじょうぶ  
「大丈夫!?!」

# 住まいの耐震化

**市の補助制度を使って耐震診断・耐震改修を!!!**

深谷市では、既存建築物の耐震化を促進するため、住宅耐震化に関する補助制度を設けております。

■ **無料簡易耐震診断** お持ちいただいた図面をパソコンに入力して診断するものです。現地には伺いません。

住まいを  
調べる

■ **専門家による耐震診断（有料）**

上限 **5** 万円補助（診断費用の1 / 2）※建築士による診断



■ **耐震改修の実施** 上限 **30** 万円補助（改修費用の1 / 3）

※65歳以上のかたのみが居住する住宅を改修する場合は上限**50**万円となります。

※専門家による耐震診断（有料）を行い、耐震基準を超える工事が対象となります。

※長屋住宅・共同住宅も対象となり、その場合は一戸あたり上限**10**万円となります。

地震に  
強くする

■ **耐震シェルター・防災ベッドを設置**

※公的機関により安全性の評価を受けたものを設置する場合があります。

上限 **10** 万円補助



## ■ 補助対象建築物

- ① 深谷市内にあること
- ② 現在、居住されていること  
（要綱に定めのあるものを除く）
- ③ 2階建て以下の木造在来軸組工法または木造枠組壁工法により建築されたもの
- ④ 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅（長屋住宅・共同住宅を含む）または併用住宅であること
- ⑤ 耐震診断の結果安全でないと判断されたもの

## ■ 補助を受けられるかた

- ① 対象建築物の所有者  
（耐震シェルター・防災ベッドについては対象建築物の居住者）
- ② 市税を滞納していないかた

◆ 市外業者のかたが施工する場合は補助額が1 / 2になります。（耐震シェルター・防災ベッドは除く。）

◆ **必ず着手前に申請してください。着手後の申請は受付できません。**



※このほかにも条件があります。また、**ブロック塀撤去等補助制度**もありますので、詳しくは建築住宅課（048-574-6655）にお問い合わせください。



# 知って得する

## 住宅関連補助制度など

詳しくは、それぞれの

問い合わせ先にご相談ください。

令和3年度

### 高齢者や介護保険の要介護（要支援）認定を受けているかたの改修への補助

■手すりの取り付け、段差の解消など、生活環境を整えるための改修について助成があります。

対象者：①高齢者（転倒防止、介護予防が必要なかた）

②介護保険の要介護（要支援）認定を受けているかた

問い合わせ先 ▶ 長寿福祉課

①048-574-6645

②048-574-8544

### 身体障害者の住宅リフォームへの補助

■手すりの取り付けや引き戸への扉のリフォーム、床段差の解消などが補助の対象となります。

対象者：障害の部位が下肢又は体幹であり、身体障害者手帳をお持ちのかた

問い合わせ先 ▶ 障害福祉課

048-571-1011

### レンガを使用した建築物・外構への補助

■深谷駅北側の中心市街地で新たに建築物の外壁や外構工事でレンガを使用した場合に、補助金を交付します。

対象者：対象区域内での建築物の新築、改築、増築、模様替えにおいてレンガを使用したかた

重点路線に接する区域で門柱、塀、舗装にレンガを使用したかた

※レンガの色・形状・使用面積・対象区域などに定めがあります。

問い合わせ先 ▶ 都市計画課

048-574-6654

### 浄化槽設置に対する補助

■単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、補助の対象になります。

対象者：浄化槽補助対象区域内において、自己の居住用住宅で使用している単独処理浄化槽等を

建築確認申請を伴わないで転換するかた

問い合わせ先 ▶ 環境衛生課

048-578-7332

### 住宅用省エネ設備設置に対する補助

■太陽光発電システム、エネファーム、太陽熱利用システム、地中熱利用システム、蓄電池、電気自動車等充電設備（V2H）、V2Hに対応した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（V2Hを設置した場合に限る）を導入した場合に、補助の対象になります。

対象者：市内に住民票があり、現に居住している方

問い合わせ先 ▶ 環境課

048-577-6539

### 補助制度のほか、資金貸付制度、助成制度や認定制度などもあります。

#### 長期優良住宅認定制度

問い合わせ先

建築住宅課 048-574-6655

認定を受けると税制優遇措置があります。

（既存住宅の増改築に伴う認定には税制優遇措置はありません。）

#### 低炭素建築物認定制度

問い合わせ先

建築住宅課 048-574-6655

認定を受けると税制優遇措置があります。

#### 住宅ローン控除

問い合わせ先

市民税課 048-574-6637

個人住民税（市民税・県民税）の住宅ローン控除

#### 勤労者住宅資金貸付制度

問い合わせ先

商工振興課 048-577-3409

勤労者のための新築・増改築・購入・土地購入の場合の貸付制度  
工コ設備工事や耐震工事などにもご利用いただけます。

#### 住宅の耐震改修工事に係る 固定資産税の減額措置

問い合わせ先

資産税課 048-574-6638

既存の住宅（S57.1.1以前の住宅）について、  
耐震改修工事を行った場合の固定資産税の減額

#### バリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額措置

問い合わせ先

資産税課 048-574-6638

新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く）に  
ついて、バリアフリー改修工事を行った場合の固定資産税の減額

#### 熱損失防止（省エネ）改修に伴う 固定資産税の減額措置

問い合わせ先

資産税課 048-574-6638

既存の住宅（賃貸住宅を除いたH20.1.1以前の住宅）について、  
省エネ改修工事を行った場合の固定資産税の減額

#### 深谷市三世同居・近居支援事業

問い合わせ先

こども青少年課 048-574-6646

子育て中の世帯が、市内に居住する親世帯の近くに新たに住替える  
（同居を含む）場合に、引越し費用の一部を助成します。

#### 水洗化促進改造資金融資あっせん制度

問い合わせ先

企業経営課 048-577-7527

既存の台所・風呂・トイレなどの排水設備を公共下水道に接続する  
工事を行う場合に、実質無利子の融資をあっせんする制度です。

※各制度を受けるには一定の基準等がございますので、

詳しいことは、担当課へお問い合わせください。



市のホームページからも確認できます。 [www.city.fukaya.saitama.jp](http://www.city.fukaya.saitama.jp)